

地方財政論

第3回講義

講義の構成

- ◆ 地方財政を巡る現状
- ◆ 地方分権改革
 - －第1次分権改革(地方分権一括法)
 - －三位一体の改革
- ◆ ポスト三位一体の改革
 - －地方分権改革推進委員会
 - －道州制
 - －地域間格差の是正
- ◆ 民主党「地域主権改革」

我が国の地方分権改革

「地方財政論入門」第1章

地方分権改革

- ◆ 第1次分権改革
 - －地方分権一括法(2000年4月)
- ◆ 第2次分権改革
 - －「三位一体の改革」(3兆円の税源移譲)
 - －市町村合併(3300⇒1800)
- ◆ ポスト三位一体の改革
 - －「美しい日本」とふるさと納税
 - －地方自治体の再生型破綻法制(地方財政健全化法)
- ◆ 地域主権改革
 - －一括交付金
 - －関西広域連合(「大阪維新の会」)

これまでの地方分権改革

	成果	ポイント	内容
第1次地方分権改革	地方分権推進一括法施行 (2000年4月)	地方事務＝機関委任事務の廃止	国の義務付け・枠付けの縮減
第2次地方分権改革	三位一体の改革(2004～2006年)	地方財源＝税源移譲(3兆円規模)	更なる税源移譲
地域主権改革	地域主権戦略大綱		

第1次分権改革

第1次分権改革

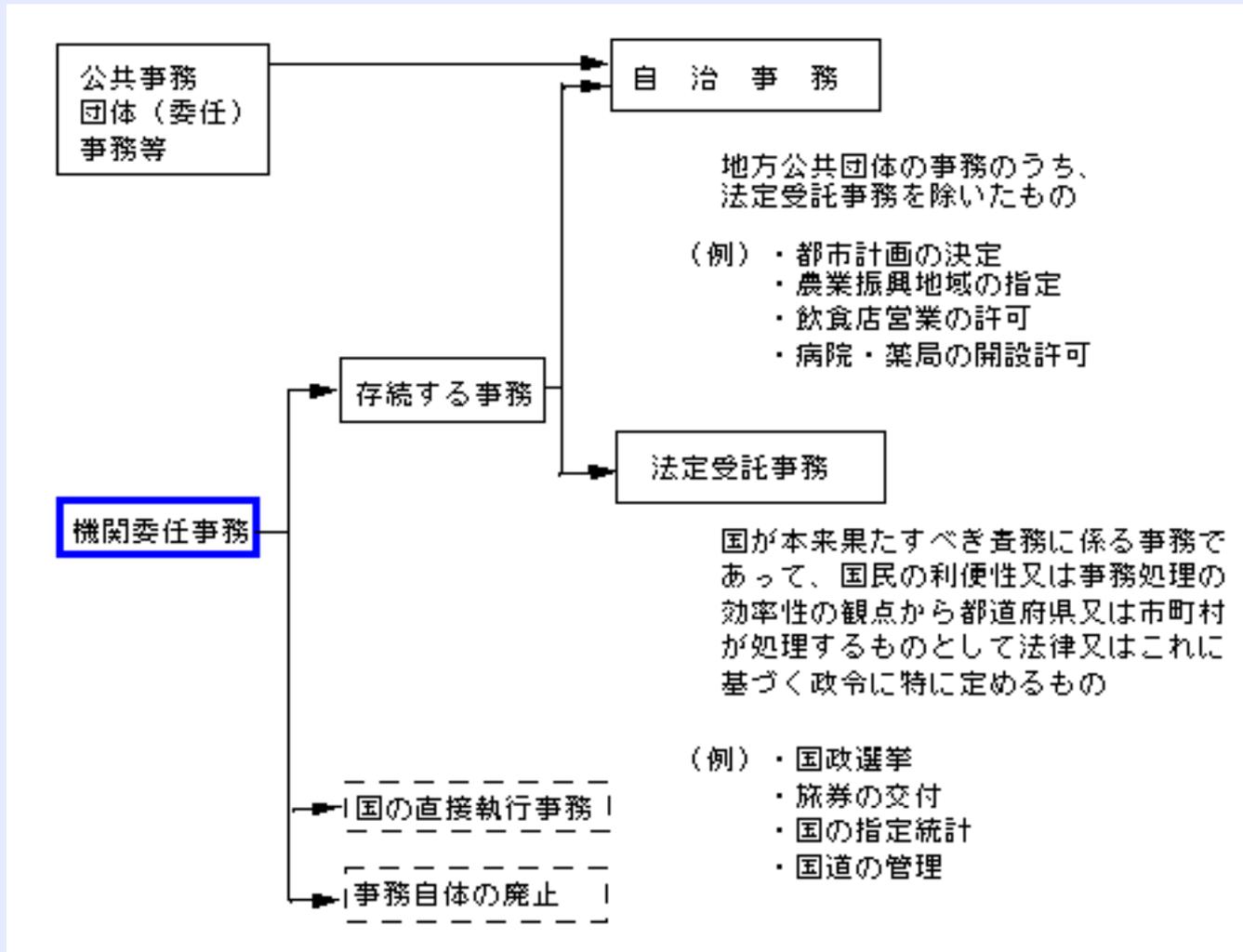
- ◆ 「地方分権の推進に関する決議」(1993年衆参両院): 「国と地方の役割を見直し、・・地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立する」
- ◆ 集権体制の象徴＝機関委任事務: 都道府県が通常、こなす仕事の8割、市町村レベルでは5割
- ◆ 「地方分権推進委員会中間報告(1996年)」:
 - ①地方の自己決定・自己責任の拡充
 - ②国と地方の関係について「上下・主従」から「対等・協力」への転換⇒ 「機関委任事務」の廃止＝自治事務・法定受託事務への再編成

第1次地方分権改革

地方分権一括法(2000年4月施行)の主な内容

- ◆ [1] 市町村民税への制限税率の撤廃
- ◆ [2] 法定外普通税の許可制から協議制への移行
- ◆ [3] 法定外目的税の創設(協議制)
- ◆ [4] 地方債の許可制から協議制への移行(実施は2006年度より)
- ◆ [5] 機関委任事務の廃止

機関委任事務の廃止



地方の事務・事業

地方自治体の 事務・事業

地方自治法 による分類

法定受託事務＝地方自治法第2条で9で列挙

自治事務＝法定受託事務以外の事務(残余)

地方財政法 による分類

補助事業＝地方財政法10条10条の2、10条の3、10条の4、16条で規定

地方単独事業＝補助事業以外の事業(残余)

地方の課税自主権の拡充

- ◆ 主要な地方税(個人住民税、法人事業税、固定資産税等)には、標準税率と制限税率があった。
- ◆ 「標準税率」(例:固定資産税=1.4%)以下の税率を課す自治体は地方債の起債が許可されない。
- ◆ 平成10年度、16年度改正で、個人住民税・固定資産税の制限税率(税率の上限)は撤廃。
- ◆ 法定外普通税の許可制度も廃止(同意を要する事前協議制)

地方新税

- ◆ 地方分権一括法(2000年4月施行)で、(1)法定外普通税が許可制から協議制へ移行、(2)法定外目的税が創設(協議制)された。
- ◆ 法定外税は以下の条件を満たす範囲で国から許可される：
 - (i)納税者に過大な負担をもたらさない
 - (ii)物流を妨げない
 - (iii)国の経済政策と矛盾しない範囲で国(総務省)から許可されることになる。

地方新税

○ 法定外税の状況（平成23年4月現在）

平成21年度決算額 459億円（地方税収額に占める割合 0.13%）

1 法定外普通税 [単位:億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	229
核燃料等取扱税	茨城県	6
核燃料物質等取扱税	青森県	111
臨時特例企業税(*1)	神奈川県	6

計 15件 362

[市町村]

砂利採取税等	城陽市(都府)、中井町(神奈川県)、山北町(神奈川県)	0.3
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	2

計 7件 12

合計 22件 374

2 法定外目的税 [単位:億円]

[都道府県]

産業廃棄物税等(*2)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	62
-------------	--	----

宿泊税 東京都 10

乗鞍環境保全税 岐阜県 0.2

計 29件 73

[市町村]

遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市(福岡県)	7
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)(*3)	0.07

計 6件 13

合計 35件 85

未完の分権改革

- ◆ 国の関与の基本原則

- ① 関与には法律的な根拠が必要とする「法定主義」(地自法245条の2)

- ② 必要最小限の関与であること(地自法245条の3第1項)

- ◆ 自治事務＝地域に関わる一般的な行政—法定受託事務(限定列举)

⇒ 法定受託事務に指定されていない地方の仕事は全て「自治事務」

- ◆ 「国・地方係争処理委員会」＝地方自治体が国の関与に不服がある場合、それを訴えて裁定を求める場。

⇒ 「国の下部組織」だった地方自治体を「国と対等なパートナー」と位置づける

三位一体の改革

三位一体の改革の狙い

- ◆ 「第1次地方分権改革」の反省
＝補助金改革の不徹底⇒国の関与の構造が残った
- ◆ 「カネの切れ目は縁の切れ目」？
 - カネ＝国からの財政移転(補助金)
 - 縁 ＝国の規制・関与、地方の甘え
- ◆ 国から地方への財政移転
 - 国庫補助負担金＝特定補助金(いわゆる「補助金」)
 - 地方交付税＝一般補助金(実質的に「補助金」化・地方の甘えを助長？)
- ◆ 地方の自主財源(＝地方税)の比重を高めることで地方の自立と責任を促す ⇒ 「税源移譲」と補助金・交付税の改革

基本方針2004

- ◆ 「地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築」
- ◆ 税源移譲:「税源移譲は概ね3兆円程度」を目指し、「平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施する」
- ◆ 国庫補助負担金:「地方の裁量を高め自主性を大幅に拡大する」とともに「国・地方を通じた行政のスリム化」と「国の関与・規制の見直す」を一体に行なう。
- ◆ 交付税:「地方団体の改革意欲を削がないよう・・・地方の歳出を見直し、抑制する」が、「安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。」

三位一体改革とステイク・ホルダー

		税源移譲	補助金削減	交付税改革
中央官庁	財務省	反対		賛成
	総務省	賛成	賛成	反対
	補助金所管省庁		反対	
地方自治体	交付団体	賛成	賛成	反対
	不交付団体	賛成	賛成	

地方・総務省vs中央官庁

財務省の反論	公共投資は引き続き「スリム化」が求められていること、建設国債を財源にしている ⇒「税源移譲には不適當」
文部科学省の反論(中教審)	・全国的な教育水準の確保は国の責任 ・国庫負担金がなければ、教育水準に地域間格差 ・給与水準と教員数への規制緩和は実施済み(「総額裁量性」)
厚生労働省の対案	・生活保護の認定率、医療費、介護費用で地域間格差 ・自治体が医療・介護・福祉で主体的な役割を果たすべき ⇒生活保護等への国庫負担率引き下げを提案

税源移譲への反論

19.5.25 経済財政諮問会議 尾身議員提出資料

4. 国と地方の税収比について

- どの税目であれ地方税源を拡大すれば、財源超過団体の税収が一層増加してしまう。また、国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況。従って、国と地方の税収比については、あらかじめ数値を先に設定して取り組むべきものではない。
- 国と地方の業務量の比率(4:6)と税収比率(6:4)との差は、地方交付税などで賄われており、地方に必要な財源は確保されている。業務量の比率に税収比率を近づけるということは、
 - ①地方税を拡大して、その分地方交付税などを削減するということであり、
 - ②それにより、地域間の財政力格差は一層拡大することとなる。

国・地方の税財源配分の推移

年 度	租税総額の割合(%)		移転後実質的割合(%)	
	国税	地方税	国	地方
1967 (S42)	67.2	32.8	51.0	49.0
1987 (S62)	63.7	36.3	48.2	51.8
2007 (H19)	57.3	42.7	41.3	58.7

(注) 「移転後の実質割合」は、地方交付税(法定率分)及び譲与税の移転後の税財源の割合。

三位一体改革(H16-18年度)

国庫補助負担金改革	4兆 6,661億 円	税源移譲 向け削減	31,176億円 ・ 国民健康保険国庫負担金=6,862億円 ・ 義務教育費国庫負担金等=8,467億円(注) ・ 児童手当国庫負担金=1,578億円 など
		交付金化	7,943億円(まちづくり交付金等)
		スリム化	9,886億円(公共事業関連が中心)
税源移譲	所得税から個人住民税への約3兆円の税源移譲		
地方交付税改革	地方交付税及び(元利償還費を将来の交付税で措置する)臨時財政対策債を3年間で約5.1兆円削減		

(注) 金額は平成16年度政府・与党合意(平成17-18年度実施)に係る分。このほか、平成16年度税源移譲に係る分として退職手当・児童手当2,309億円がある。

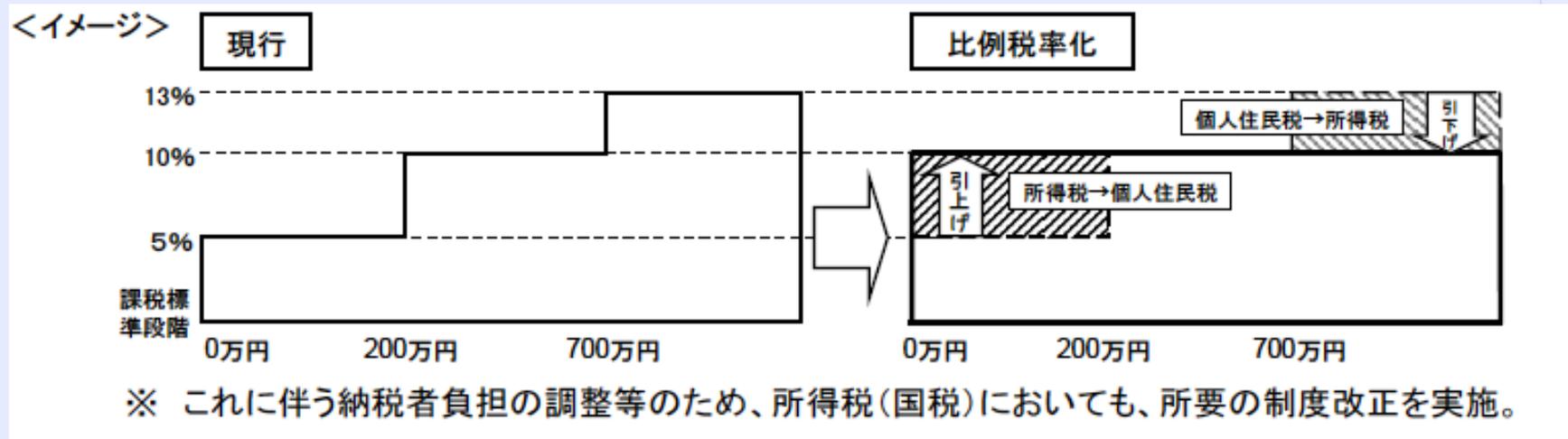
(出所) 総務省資料

三位一体改革の実際

- ◆ 所得税から個人住民税への「概ね3兆円規模」の税源移譲
- ◆ 個人住民税の税率を10%（都道府県4%、市町村6%）でフラット化；ただし、「三位一体の改革は増税を目的とするものではないので、所得税から住民税への税源移譲を行なうに当たって・・・実質的に増税にならないよう・・・適切な措置を行なうべきである」ため、所得税を調整
- ◆ 「税源移譲等に伴う増収分は、当面（交付税の）基準財政収入額に100%算入（通常75%）し、交付税の財源保障・調整機能を適切に発揮すること」

個人住民税(所得割)の「比例税率化」

- ◆ 「個人所得税体系における所得税と個人住民税の役割分担」⇒所得再分配は所得税の機能
- ◆ 「応益性や偏在度の縮小」の観点を踏まえフラット化



三位一体の改革を巡る誤解

- ◆ 義務教育費国庫負担金など補助金・負担金を廃止することで地方の裁量が高まり、地域独自のニーズに即した財政運営(教育サービスなどの提供)が可能になる。
- ◆ 税源移譲すれば、地方の財政責任が高まり、課税自主権が強化される。
- ◆ 国庫補助負担金の削減と税源移譲は富裕な地域には恩恵をもたらしても、貧しい地域との財政格差を拡大する。
- ◆ 義務教育国庫負担金が削減されることで、義務教育の水準に地域間格差が生じてしまう。

地方の財政責任は高まったか？

- ◆ 「所得にかかわらず等しく10%の税を納めることで、地方税の応益原則が強化」(総務省資料)
- ◆ 交付税等財政移転依存体質に変化なし
- ◆ 現行制度においても個人住民税の超過課税は可能
⇒所得割に超過課税を課している自治体は皆無。
- ◆ 「税源移譲が行なわれても、移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税・・を通じて確実に財源措置を行なう」べき(地方六団体(平成16年8月))

地方の財政責任？

- ◆ 所得税＋住民税負担は変化しないことを強調
⇒地域住民のコスト意識(応益性)につながった？
- ◆ 税を巡る政治と経済の論理の相違
 - 政治＝負担は明瞭ではないことを志向
 - 経済＝負担の明確化による財政規律の強化

国から地方への税源移譲によって、
**所得税(国税)は1月から、
住民税(地方税)は6月から納税額が変わります。**

税源移譲

合計した年額の納税額は変わらないわ。税源移譲は増税じゃないってことね。

1月から所得税は少ないな。でも、6月から住民税が増えるんだね。

支給額	基本給	●●●●●
	通勤手当	
控除額	所得税	●●●●●
	住民税	●●●●●

ほとんどの方は、1月から所得税が減っています。

ほとんどの方は、6月から住民税が増えます。

税源移譲では、所得税と住民税を合わせた年額の納税額は基本的に変わりません!

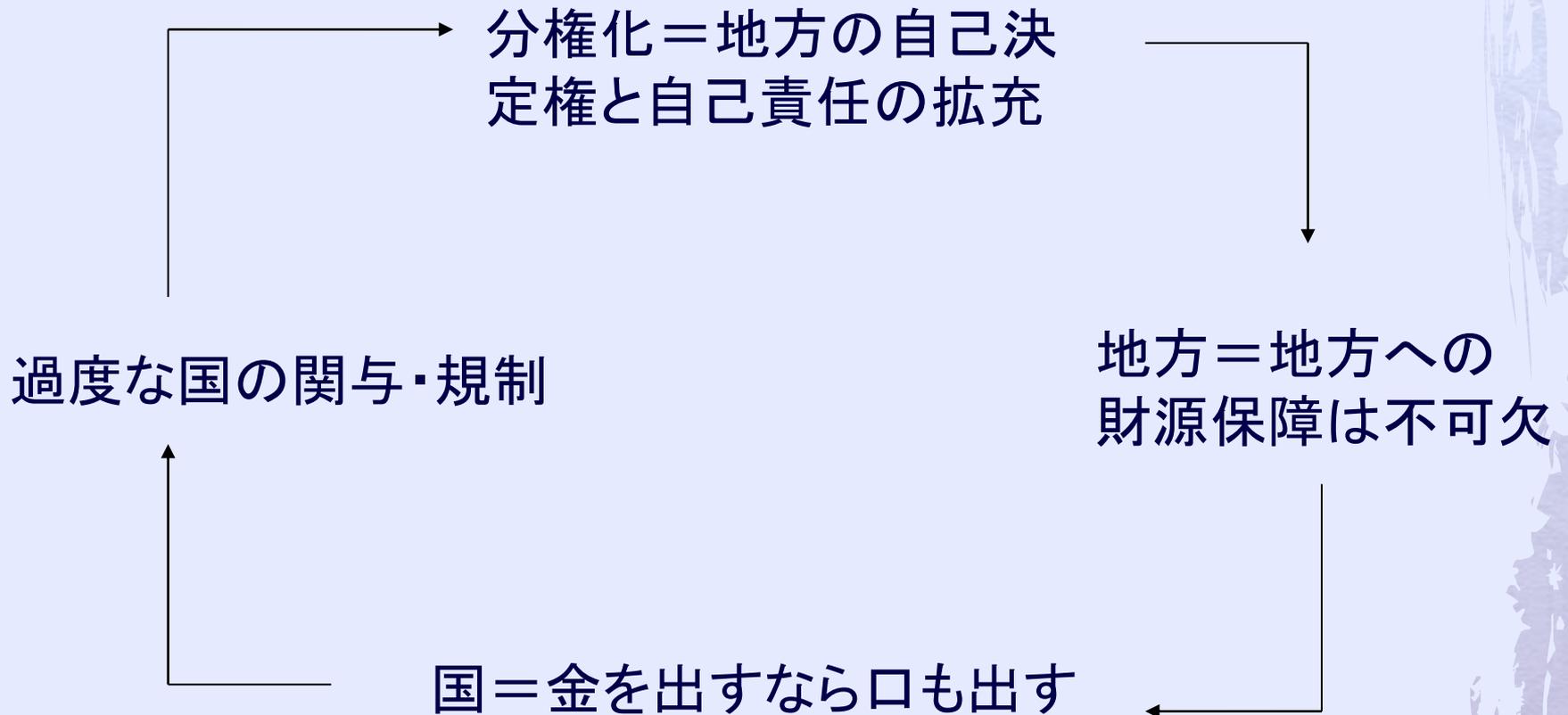
●実際の納税額には、平成19年から定率減税が廃止されることや皆様の収入の増減等の影響があるにご留意ください。
※最近の経済状況を踏まえ、平成11年に景気対策として暫定的に導入された定率減税が廃止されます。(所得税：平成19年1月から廃止、住民税：平成19年6月から廃止)

身近でよりよい行政サービスを目指して、国から地方へ「税源移譲」を行います。
「税源移譲」は、「地方にできることは地方に」という理念の下、三位一体改革の一環として行われます。所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えます。これにより、地方は必要な財源を直接確保できるようになり、住民が身近でよりよい行政サービスを受けられることを目指しています。

国の財源保障

- ◆ 地方自治法第232条第2項「法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合において、国はそのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない」
- ◆ 地方財政法第13条第1項「(地方が)新たな事務を行う義務が負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない」
- ◆ 地方交付税法第一条:「(交付税は)地方団体が自主的に・・・行政を執行する権能をそこなわず、財源の均衡化を図り・・・地方行財政の計画的な運営を保障」

議論の循環



ポスト三位一体の改革

ポスト三位一体改革

- ◆ 更なる税源移譲
- ◆ 法人二税の地域間配分基準の見直し(平準化)
- ◆ 地方交付税の地方共有税への衣替え(地方固有の財源であることを明確化・交付税率の見直し)
- ◆ ふるさと納税
- ◆ 再生型破綻法制の整備
- ◆ 地方行財政会議(国と地方の協議の場)の設立
- ◆ 道州制

ポスト三位一体の改革

地方分権改革のステイク・ホルダー

- ◆ 21世紀ビジョン懇(竹中総務大臣(当時))
- ◆ 地方分権推進会議・全国知事会
- ◆ 地方分権改革推進委員会
- ◆ 地方制度調査会
- ◆ 財政制度等審議会・財務省
- ◆ 経済財政諮問会議

地方分権21世紀ビジョン懇談会

時間軸 主な施策	短期 (06年度中)	中期 (3年程度)	長期 (10年後まで)
新地方分権一括法	地方制度調査会等で検討に着手	2年を目途に結論・3年以内に提出	
地方債の完全自由化	地方債発行の統一交渉の廃止(実現済み)	公営公庫に対する政府保証の廃止・共同地方債	協議制の廃止・新規地方債への交付税措置廃止
再生型破綻法制	制度の概要を作成・公表	3年以内に制度整備	
税源配分	税源移譲の制度設計の検討	3年間で5兆円規模の税源移譲	国と地方の税収比4:6へ
交付税改革 新型交付税 不交付団体の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ・3年で5兆円規模 ・人口20万以上の自治体の半分 	<ul style="list-style-type: none"> ・割合の拡大 ・人口10万人以上の自治体の半分

新地方分権構想(06年5月)

- ◆ 「国と地方の協議の場」の法定化(「地方行財政会議」)
- ◆ 地方交付税を「地方共有税」へ
 - －法定率の見直し等
 - －特別会計への直接繰り入れ
- ◆ 「新地方分権推進法」の制定
 - －国と地方の役割分担の見直し
- ◆ 国庫補助負担金の総数に半減(「一般財源化」)
- ◆ 自治体の財政運営の透明化

経済財政改革の基本方針2007

平成19年6月19日

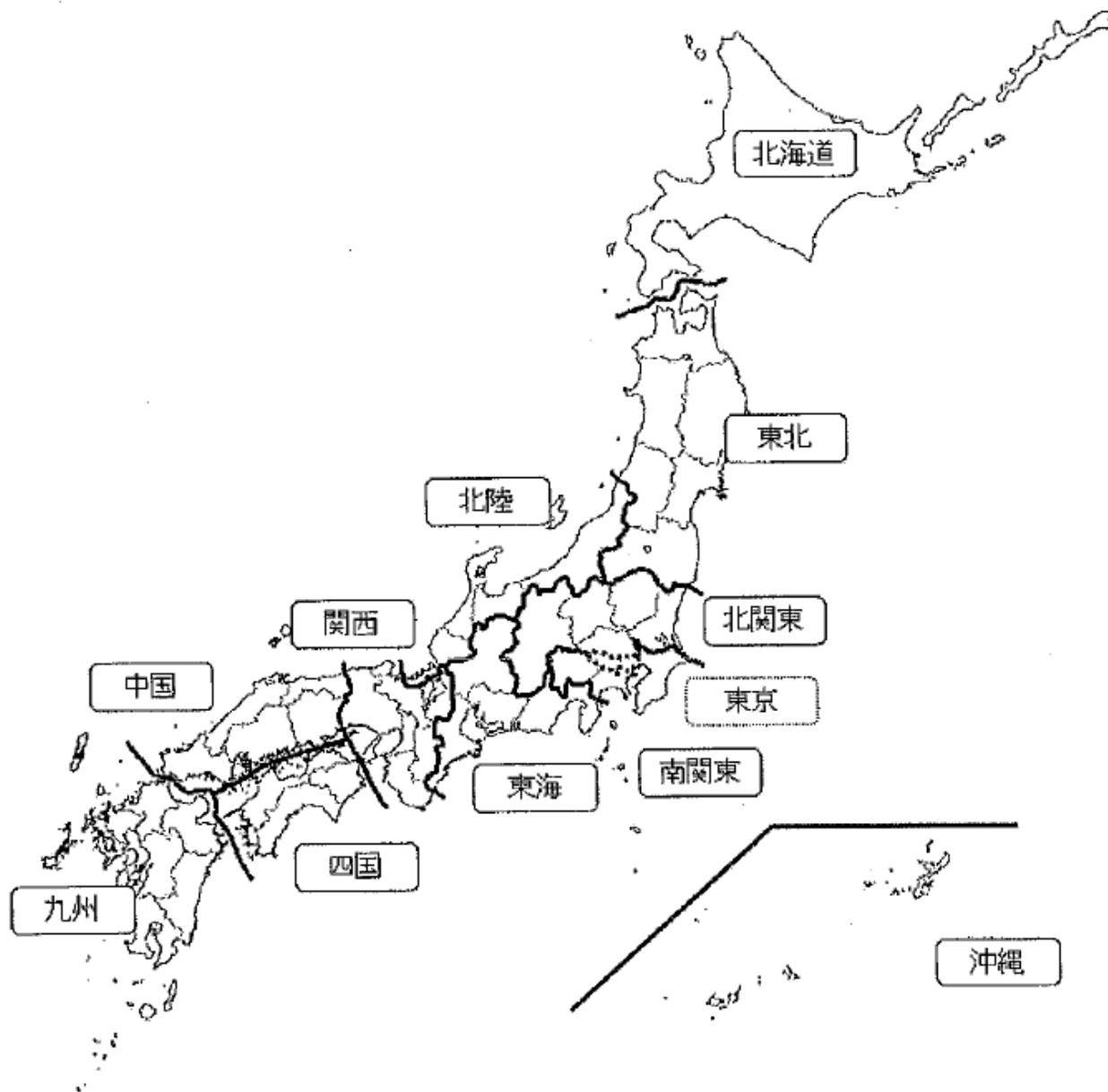
- ◆ 「新分権一括法」を3年以内に提出するため、「地方分権改革推進委員会」において国と地方の役割分担等について検討する。
- ◆ 地方支分部局を合理化するとともに、「道州制ビジョン」を策定する
- ◆ 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討。
- ◆ 「ふるさと」に対する納税者の貢献を可能にする税制上の方策の実現に向け、検討する。

「道州制のあり方に関する答申」

地方制度調査会(平成18年2月)

- ◆ 広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、新しい政府像の確立を目指す。
 - ― 広域自治体として都道府県に代えて道州を置く(全国を9～13に区分)
 - ― 現行の都道府県事務は大幅に市町村に移譲
 - ― 国(地方支分部局)の事務を道州へ移譲
 - ― 国からの適切な税源移譲
 - ― 税源と財政需要に応じた「適切な財政調整制度」を検討

区域例－2（11道州）



「道州制に関する第2次中間報告(案)」

自由民主党道州制調査会(平成19年6月13日)

- ◆ 道州は都道府県に代わる広域自治体とし、・・・国・道州・基礎自治体の役割分担を明確にすることが重要
- ◆ 国の地方支分部局は廃止し、その機能を道州・基礎自治体に移管する。
- ◆ 徹底した補完性の原理に基づき、基礎自治体(市町村)を地方自治の第一の担い手とする。
- ◆ 小規模な自治体については、道州が補完、近隣基礎自治体に事務を委託、広域連合や一部事務組合の活用など「補完の方式を工夫する必要」あり。

地域間格差への対応

地域間格差

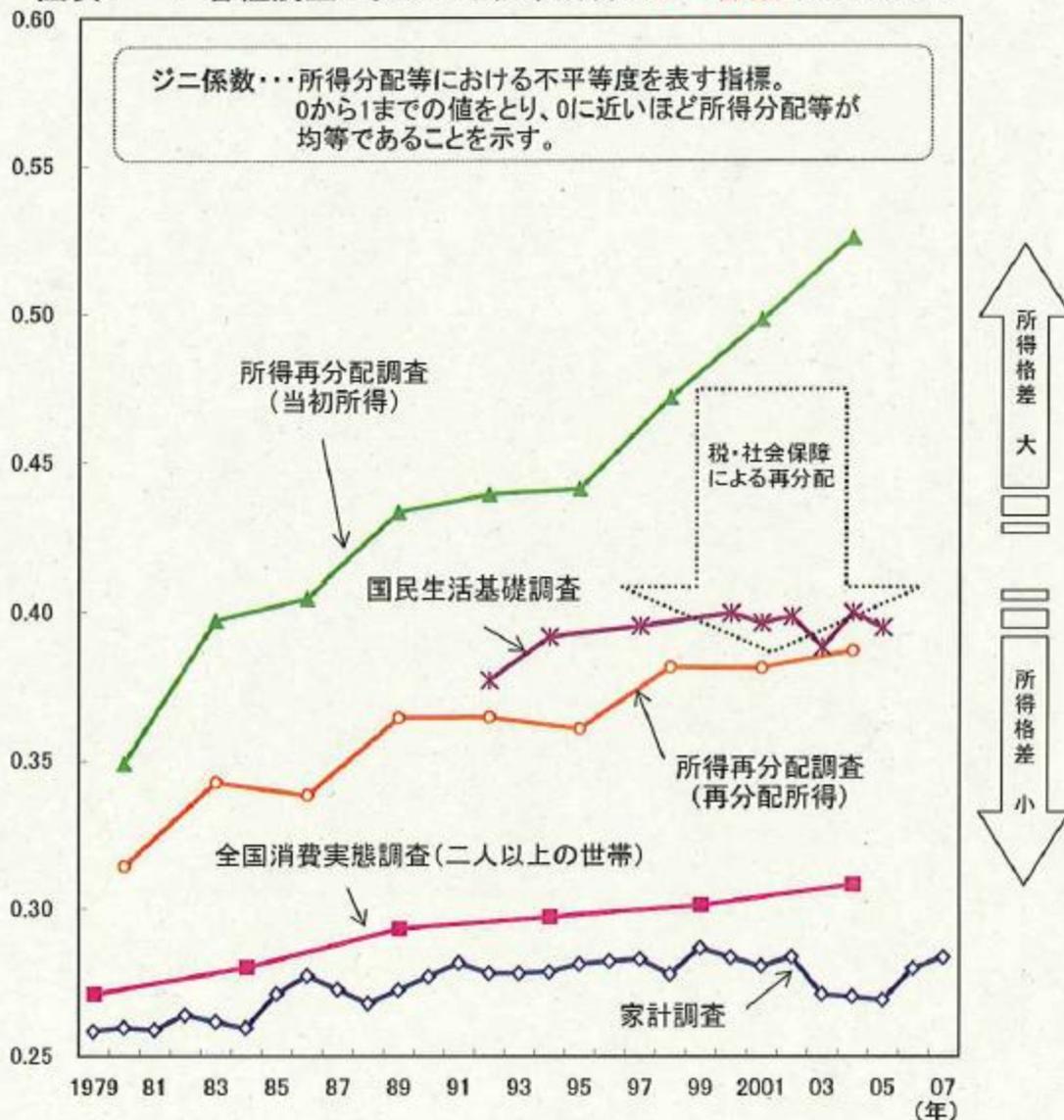
- ◆ 「構造改革を進める中で、格差といわれる様々な問題が生じています。……地方の再生に向けた戦略を一元的に立案……決してばら撒きではなく、……地方再生への構造改革を進めてまいります」(福田内閣総理大臣所信表明(平成19年10月1日))
- ◆ 財政制度等審議会:不交付団体も含めた格差是正を行うため、…地方法人二税について、地方消費税における地域間の清算システム…などを参考にしつつ、偏在性是正のための具体的な仕組みを検討するとともに…自治体間の水平的な財政調整制度の導入についても検討が行われるべき(平成19年6月6日)

所得格差の拡大

- ◆ 小泉構造改革(労働市場に対する規制緩和等)、経済のグローバル化に伴い所得格差が拡大(?)

⇒「税制・社会保障の再分配機能の強化」が要請

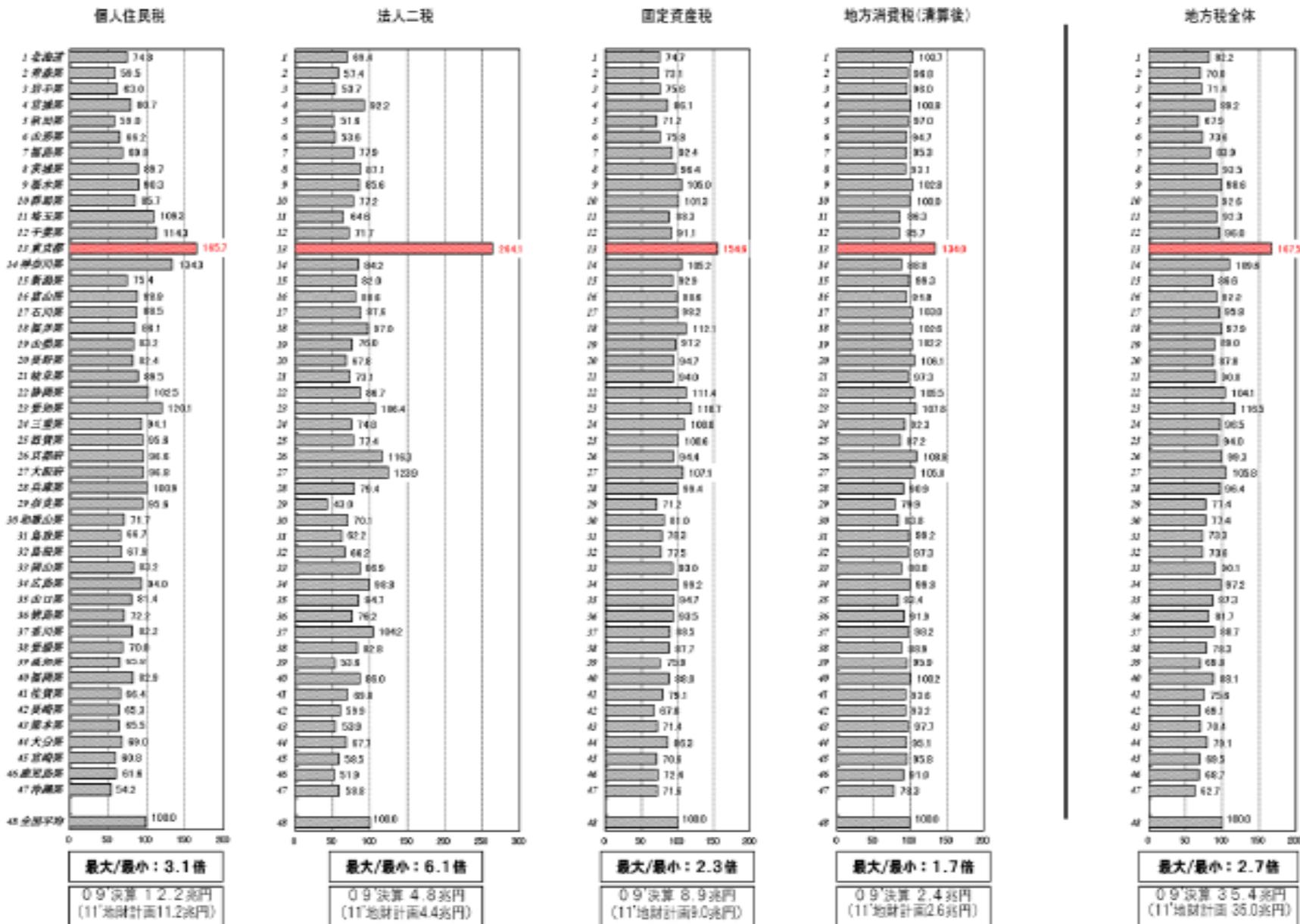
図表1-1 各種調査においても世帯所得のジニ係数は上昇傾向



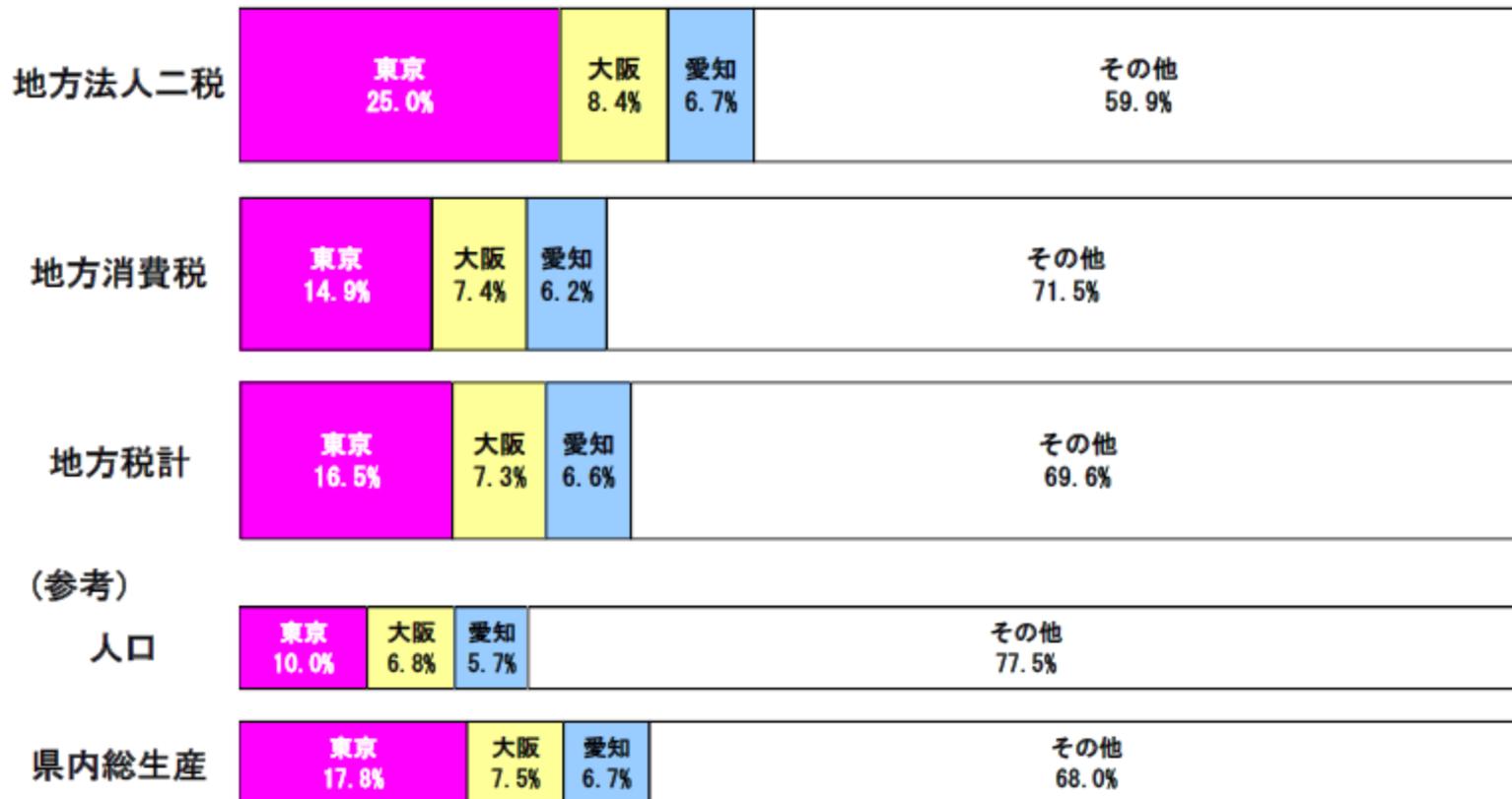
(備考)総務省「家計調査」、「全国消費実態調査(2004年)」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」により作成。世帯ベース。詳細は備考一覧を参照。

出所: 経済財政諮問会議(平成21年4月22日)

地方税（2009年度決算）の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合）



地方税収の偏在度(平成22年度決算額)



ふるさと納税を巡る議論

- ◆ 都市圏の納税者から故郷への納税が進めば「地域間の財政力格差を縮小する流れに沿う」。
- ◆ 「高校まで地方で育ち、いよいよ納税するときは都会に出て行く」人々のための福祉や教育の費用を負担しているのは故郷の自治体
- ◆ 自分を育ててくれた故郷を思いお金を払うことは「美しい日本」でもある。

VS

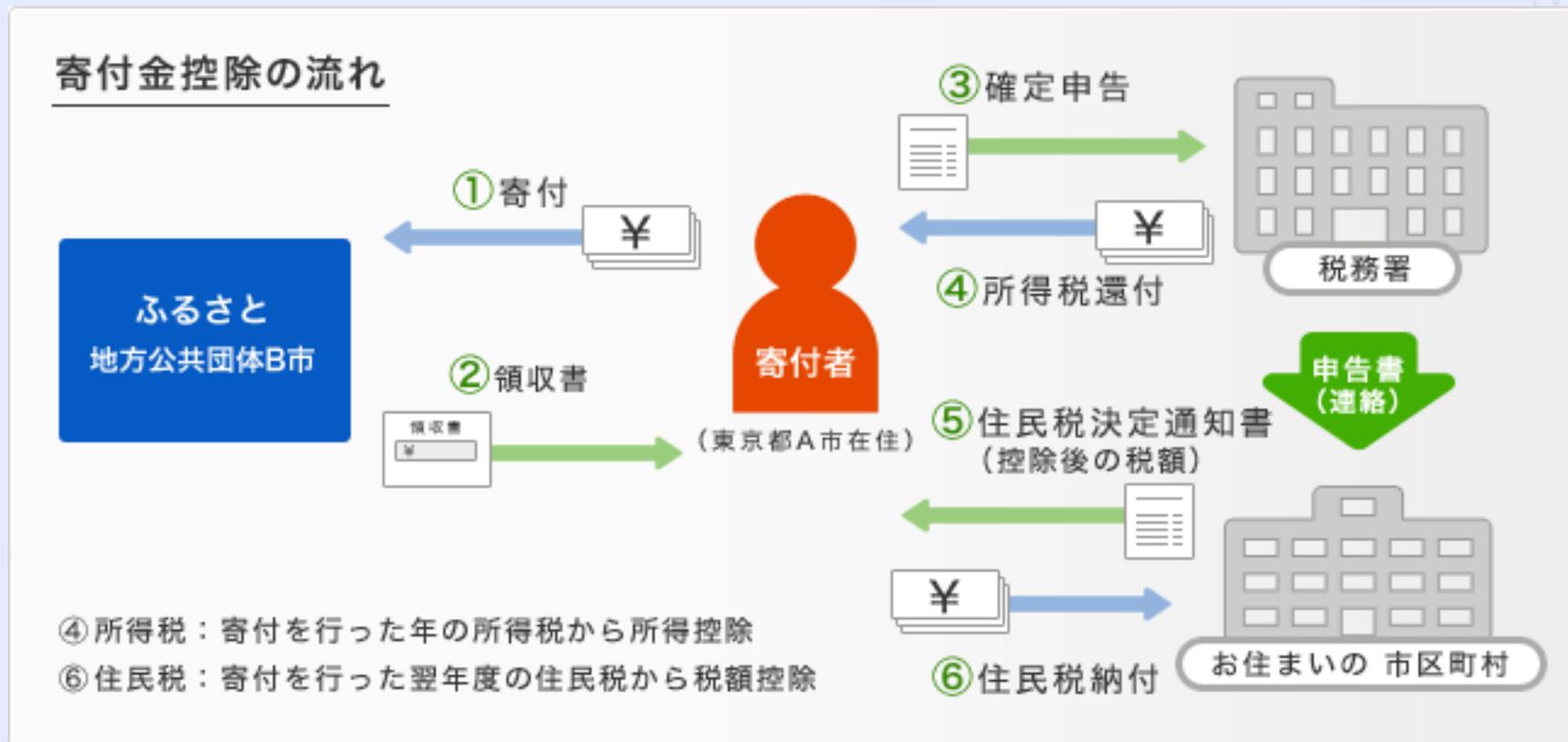
- ◆ 「行政サービスの受益と負担の関係が崩れる」
- ◆ 交付税の減額による地域間格差を都市部と地方の対立にすり替えることは本末転倒。

「ふるさと納税研究会」報告

平成19年10月5日

- ◆ ふるさと納税は「寄付金」税制による
- ◆ ふるさと納税額マイナス5千円を居住する自治体の住民税から「税額控除」する。
- ◆ 税額控除の上限は住民税(所得割)の1割
- ◆ 市町村税と都道府県税から税込比(6:4)で控除
- ◆ 「ふるさと」となる地域は限定しない。
⇒納税先は自分で選択可能⇒自治体間の競争を喚起(?)
- ◆ 寄付者の住所地の自治体の住民税減収分については交付税で減収補填措置

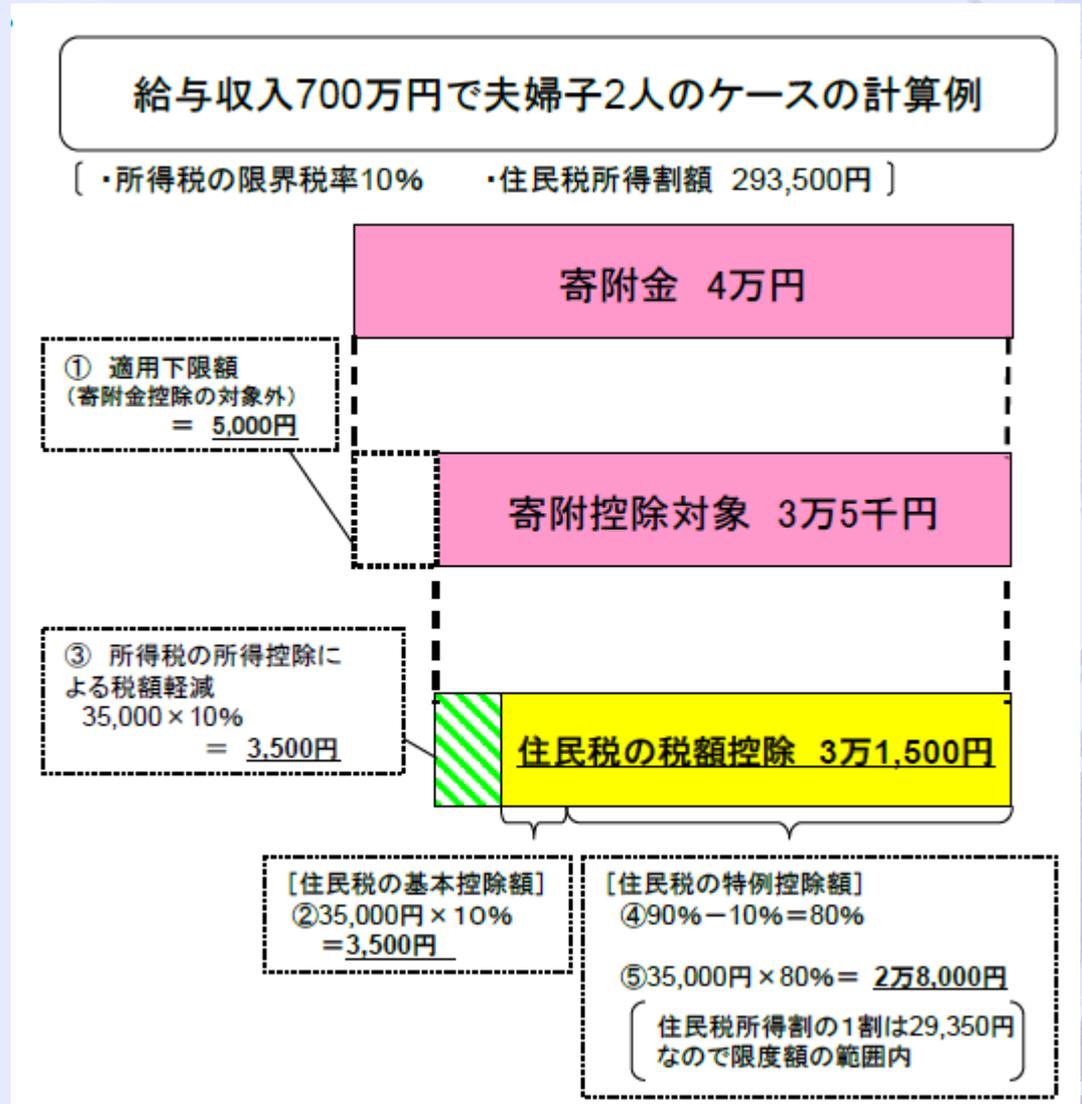
ふるさと納税の仕組み



ふるさとと納税の仕組み

- ◆ 「ふるさと」自治体への税額分が「居住」自治体の住民税と所得税から控除
- ◆ ただし上限あり＝住民税(所得割)の1割
- ◆ 東京の納税者が地方にふるさと納税＝東京から地方への財政移転が実現

⇒ 「水平的財政調整」



ふるさと納税の実績

- ◆ 平成21年度都道府県・市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除

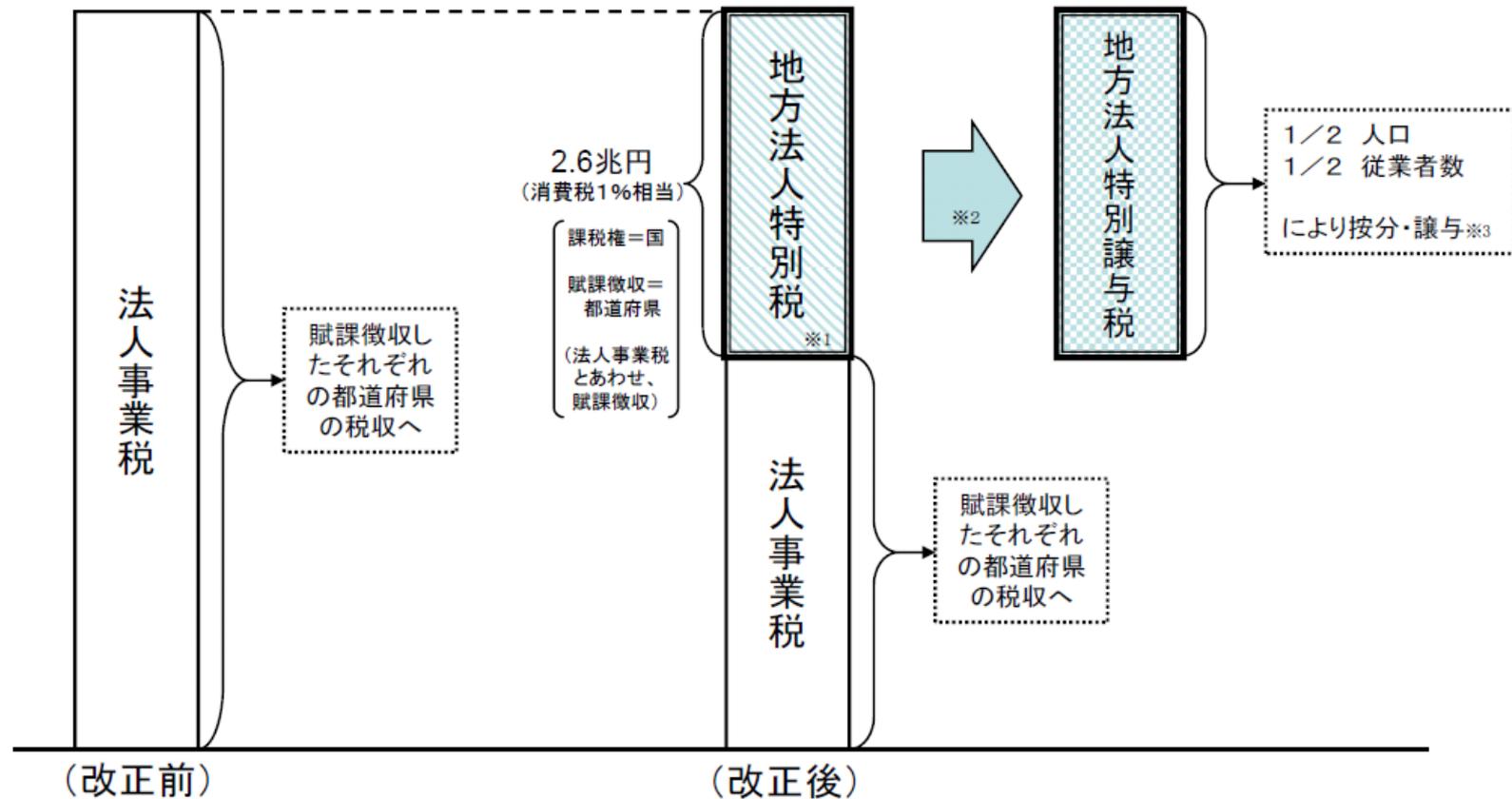
	人数	控除対象寄付金(百万円)
市町村	33,084	7,259
都道府県	33,143	7,258
合計	66,227	14,517

- ◆ 東日本大震災後は被災地へのふるさと納税が急増
⇒義捐金としてのふるさと納税

地方法人特別税

- ◆ 抜本的税制改革(消費税増税を含む)までの当面の措置としての「地方法人特別税」
- ◆ 地方税である法人事業税の約半分に相当する2兆6000億円を新設の「地方法人特別税」(国税)として分離し、人口と従業員数を基準に「地方法人特別譲与税」として都道府県に09年度から再配分。
 - ⇒ 不交付団体である東京都の減収は3000億円あまり(東京・愛知・大阪合わせて4千億円が「地方」に移転)。
 - ⇒ 一人あたり税収の最大と最小の格差は2005年度決算ベースで測って現行の3.2倍から2.9倍に低下
- ◆ 税収が増える自治体が、地方交付税の配分額を減らされないように、交付税に再配分と同額の「特別枠」＝「地域再生対策費」を設けて財政力の乏しい自治体に重点配分 ⇒ 交付税総額の確保

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設(イメージ)



法人二税と「水平的財政調整」

- ◆ 財政制度等審議会：不交付団体も含めた格差是正を行うため、・・・地方法人二税について、地方消費税における地域間の清算システム・・・などを参考にしつつ、偏在性是正のための具体的な仕組みを検討するとともに・・・自治体間の水平的な財政調整制度の導入についても検討が行われるべき（平成19年6月6日）

VS

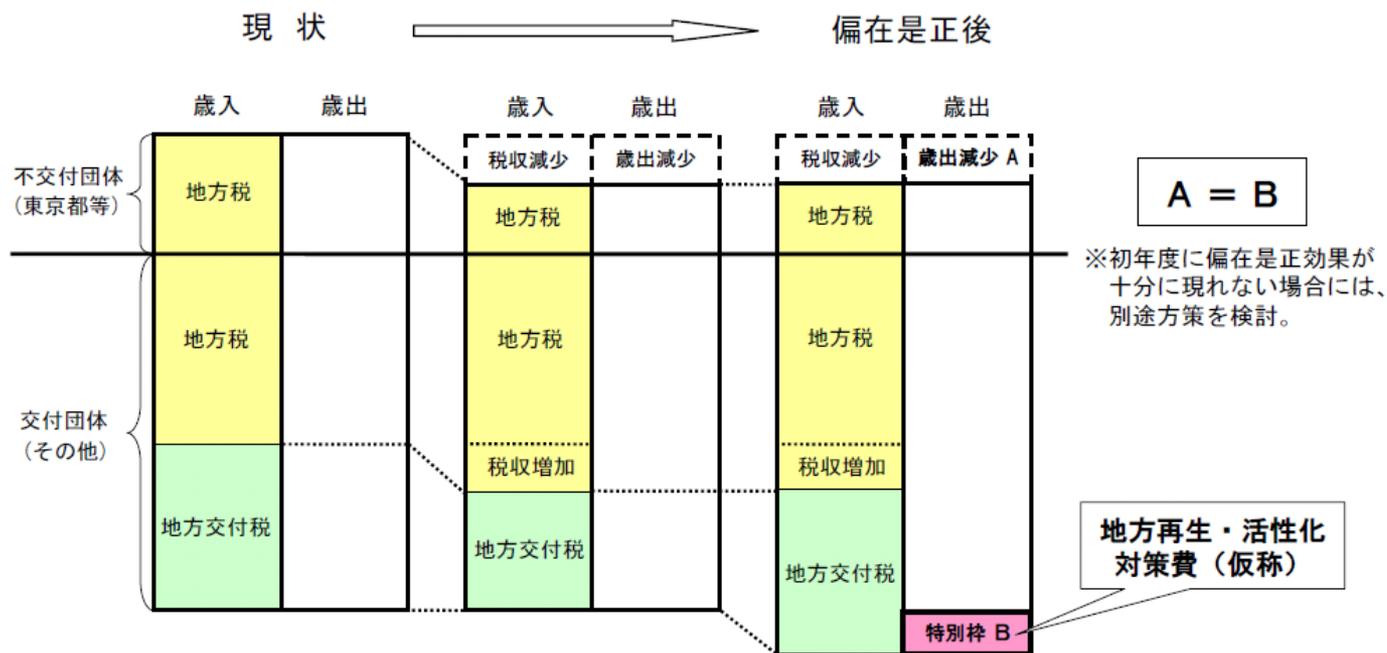
- ◆ 地方財政審議会：地方公共団体にとっては産業振興等を通じた税源拡大の誘因を、納税者には行政を監視するインセンティブを失わせる（平成18年6月19日）

地方法人特別税と同床異夢

	狙い	地方法人特別税への解釈
財務省	<ul style="list-style-type: none">・消費税の死守・水平的財政調整による地域間格差の是正・交付税の削減	<ul style="list-style-type: none">・財政調整を法人二税の枠内で実現・地方消費税の引き上げは回避？
総務省・地方自治体	<ul style="list-style-type: none">・将来的に地方消費税の拡充・自治体間(都市と地方)での利害対立は回避・交付税総額の確保	<ul style="list-style-type: none">・地方消費税の引き上げへの布石(暫定措置)⇒2.6兆円は消費税1%分

「地方と都市の共生」プログラム（実施イメージ）

- 地方と都市がともに支えあう「共生」の考え方の下、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用。
- 東京都等の歳出が減少し、交付団体の歳出に振り替わるものであって、地方全体の歳出は増加しない(A=B)



地域間格差の建前と本音

問題認識: 税収の偏在は問題か？

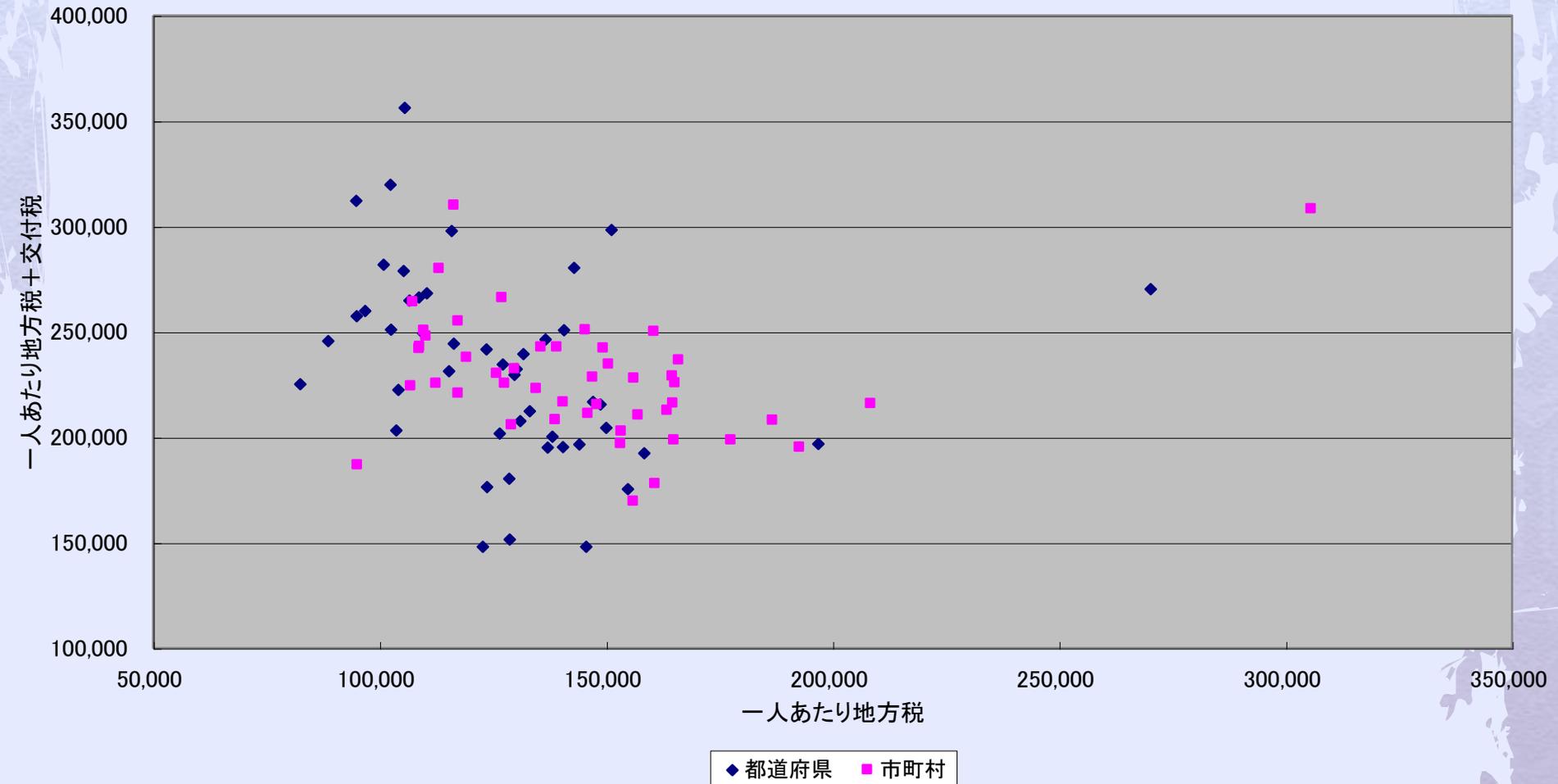
- ◆ 交付税交付後は財政力が逆転＝交付税の過剰な平準化(財政調整)？
- ◆ 交付税の財源保障機能があれば、格差は問題ではない
- ◆ 交付税の過剰を「一人あたり」で判断できないならば、同じ一般財源を構成する地方税の格差も「一人あたり」では判断できない？

方法論: 税源の地域間格差を是正する政策

- ◆ 法人2税(法人住民税・法人事業税)の地域間配分基準(税収・分割基準)の見直し
 - ◆ 地方消費税の拡充
 - ◆ 「ふるさと納税」の活用
- ⇒ 同じ「入口」(問題意識)でも異なる「出口」(対策)

過剰な平準化？

財政力の逆転
都道府県別集計
平成19年度決算



地方税改革のステイク・ホルダー

		税源移譲	地方法人課税 と消費税の交 換	法人2税の 配分基準の 見直し	ふるさと納税
中央官 庁	財務省	反対	反対	賛成	賛成？
	総務省	賛成	賛成		賛成
地方自 治体	交付団体	賛成	賛成	賛成？	賛成
	不交付団体	賛成		反対	反対

地方分権改革推進委員会

「第二期地方分権改革」への提言

全国知事会議決定(2007/07/13)

- ◆ 国から地方へ6兆円規模の税源を移譲する
- ◆ 国税と地方税の税源配分を5対5
- ◆ 移譲税源＝税収の地域的な偏りが小さい地方消費税・住民税
- ◆ 「移譲税源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置づけ、調整する仕組みの構築について検討を行う。」
- ◆ 交付税が地方の「自主財源」であることを明確化するため、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」の導入。

地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方

地方分権改革推進委員会(平成19年5月30日)

- ◆ 国と地方の役割分担を徹底的に見直すことで不明確な責任関係がもたらす両者のもたれ合い状態から脱却
 - － 行政の重複を排除し国の地方支分部局等の事務・事業を見直して廃止・縮小
 - － 条例による法令の上書き権を含めた「条例制定権」の拡大
- ◆ 地方の事務と責任に見合った地方税財源の充実確保
 - － 税源配分の見直しを始めとする地方税財政全体の抜本的改革
 - － 東京等への税源の偏在への配慮
- ◆ 地方の「自治行政権」、「自治財政権」、「自治立法権」を十分に具備した地方政府を確立

地方分権改革推進委員会中間報告(案)

平成19年11月16日

- ◆ 「地方政府の確立は、自治行政権、(条例により法令の規定への「上書き」権など条例制定権を含めた)自治立法権、自治財政権を有する完全自治体を目指す取組みでもあり、その運営は「自由と責任、自立と連帯」、「受益と負担の明確化」の基本原則にもとづき展開されるべき」(8頁)
 - ⇒ 国の下部組織としての地方自治体からの脱却
- ◆ 地方の「自治事務でありながら、法令による義務付け・枠付けをしている場合について・・(中央官庁から)回答がなかったときは、委員会においては、法令による義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める。」(40頁)
 - ⇒ 分権化をデフォルト

地方分権改革推進委員会第1次勧告

2008年5月28日

- ◆ (1)「地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤をつくるためには、…国と地方の税源配分について…5:5を念頭におく」
 - ◆ (2)「国によるさまざまな義務付け・枠付け、関与などを明快な基準にもとづき徹底的に見直すことで廃止するとともに、条例により法令の規定を「上書き」する範囲の拡大を含めた条例制定権」を拡大、
 - ◆ (3)「行政の重複を徹底して排除」するべく「国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する」
- ⇒自治行政権、自治立法権、自治財政権を有した「地方政府の確立」

分権委を年内廃止へ、国・地方で新協議機関

- ◆ 地方分権の新たな推進体制として、鳩山首相が議長を務め、地方の首長らに加わる「国と地方の協議の場」を新設する。現在の地方分権改革推進委員会(委員長・丹羽宇一郎伊藤忠商事会長)は来年3月の設置期限を待たず、年内にも廃止する方針だ。
- ◆ 政府は、分権委の勧告に分権政策の方針作成を委ねる「委員会方式」では、政治主導の分権改革ができないとして、推進体制を見直す必要があると判断。秋の臨時国会で分権委の設置根拠となっている地方分権改革推進法を改正する方針だ。

2009年9月27日03時03分 読売新聞

政権交代と地域主権改革

民主党マニフェスト

地域主権

- 一霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する
- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 一国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する
- 国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。
- 一目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する
- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

地域主権戦略大綱（案）の構成と概要

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

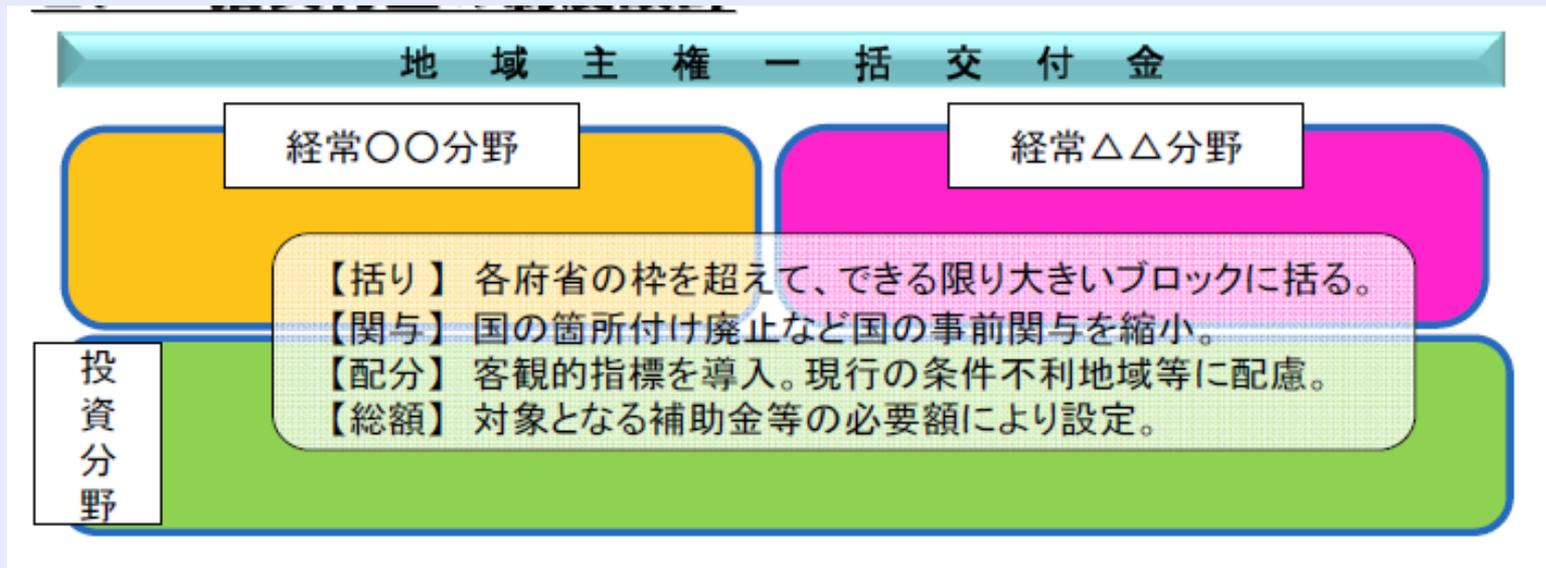
- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

地域主権改革の特徴

- ◆ 国から地方への権限移譲
 - － 地方行財政に係る義務付け・枠づけの是正・廃止
 - － 国の出先機関の廃止・見直し
 - － 補助金の一括交付金化
- ◆ 地方の主体性・責任の拡充
 - － 地方税の充実
 - － 地方自治体のガバナンス(例:議会等)改革
- ◆ 地方分権の「受け皿」(基礎自治体)としての市町村

一括交付金

- ◆ 目的:地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。



出所:地域主権戦略会議(第5回)。

関西広域連合 ：平成22年12月1日設立

関西から**新時代**をつくる! 地域のチカラ、関西広域連合

1 分権型社会の実現へ!

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開きます。

2 関西全体の広域行政を担う責任主体!

東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急医療体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開します。

3 国の出先機関の事務の受け皿づくり!

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指します。

出先機関の
「丸ごと移管」



維新八策と地方分権

- ◆ 道州制を見据え地方自治体の首長が議員を兼職する院を模索(国と地方の協議の場の昇華)
- ◆ 条例の上書き権(憲法94条の改正)
- ◆ 地方財政計画制度・地方交付税制度の廃止
- ◆ 消費税の地方税化と地方間財政調整制度
- ◆ 自治体破綻制度の創設
- ◆ 都市間競争に対応できる多様な大都市制度＝大阪都構想
- ◆ 道州制が最終形

⇒地方分権改革の主導権は地方首長へ